

財政運営計画（R9～R11）策定方針

本年度の財政運営計画等について

本市の財政状況については、社会保障関係経費をはじめ、人件費や施設の維持管理費など義務的経費が増加の傾向にあり、全体の予算規模は高い水準で推移し、毎年の予算編成において、基金の取り崩し等により、財源不足を補てんする厳しい収支構造が続いている。その結果、財政構造の弾力性を示すとされる経常収支比率は、税収が増加傾向にある近年の決算においても高い水準となっている。

今後は、第6次草津市総合計画の将来ビジョンである「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」の実現に向けて、第6次草津市総合計画第2期基本計画に基づき、施策・事業を推進していく必要がある。物価高騰、社会・国際情勢等の変動がもたらす影響や、人口減少に適切に対応しつつ、厳しい財政環境の中においても本市が今後も持続可能な基礎自治体として発展し続けていくためには、これまで以上に行財政改革に取り組み、効果的な財政運営を進めることが重要である。

以上のことから、本年度の財政運営計画等については、上記の財政状況等を認識し、真に必要な事業の検討や実施時期の見直しを含めた事業の必要性の検証を行うこと。

1. 基本的事項

(1) 計画の目的

- ・財政運営計画（以下「本計画」という。）は、総合計画の施策・事業の推進を図るため、未来への責任ある政策論議を行い、事業の「選択」と「集中」により、厳しい財政状況が見込まれる中にあっても、地域経営を進める上で重要な今後3年間の具体的な施策を明らかにすることを目的とする。

(2) 計画の期間

- ・本計画の期間は、令和9年度から11年度までの3年間とする。
（現計画（令和8年度～令和10年度：以下省略）を時点修正する。）

(3) 計画の運用方法

- ・本計画は固定方式により運用する。⇒「2. 対象事業」を参照
- ・なお、計画の背景となる社会経済情勢の変化や事業実施における課題等に応じて、毎年度必要な見直しを行う。

(4) 計画策定の考え方

- ・本計画は、原則として現時点における可能な限りの情報をもとに作成する中・長期の財政フレームの限られた財源の範囲において作成する。
- ・既に計画された事業であっても時代のニーズを適宜反映し、必要な見直しを積極的に行いながら、最も事業効果が高く、その成果を市民へ早期に還元できるよう戦略的な事業見直しを行う。
- ・本計画の対象とはならないものの、同期間内において実施を予定しているソフト事業等の新規施策についても、予めその財政的な影響を把握するとともに、政策論議を通じて事業の優先順位を判断するため、本計画とは別に『重点政策マネジメント事業』の審査・調整を行う。

2. 対象事業

(1) 財政運営計画

今後4年間（令和9年度から令和12年度）に行う必要のある事業で、以下の①②のいずれかに該当するもの。

- ・本計画は固定方式としているため、【新規事業】については原則として令和11年度以降とすること。
- ・例外として、国・県等の制度の改正や、事業承認により新たな財源の確保が得られる事業は、令和9年度を起点とすることが出来る。

① 【継続事業】・・・現計画に計上されている事業

② 【新規事業】・・・総額（基本計画から事業完了まで）が1億円以上のハード事業（単なる修繕工事を除く。）

※本計画については、議会はもとより全市民へ公表するものであることから、各部局の責任において十分に内容等を精査すること。

(2) 重点政策マネジメント事業

本計画対象事業（上記（1））を除き、今後4年間（令和9年度から令和12年度まで）に対応する必要がある、事業実施の有無や制度設計等について政策論議が必要な事業で、以下の①～②のいずれかに該当するもの。

なお、全庁的な事務負担の軽減を図るとともに、効果的・効率的な審査・議論を進めるため、原則、新規事業のみを対象とする。

ただし、大幅な制度の改正を伴うものや、事業費が今後の財政運営に大

きく影響するものなど、各部局において政策的な議論を行う必要があると判断した事業については、既存事業（拡大分）の要求についても可とする。

また、対象者数の増加や人件費・物価の高騰等に伴う既存事業の事業費の増額や、継続事業については、令和9年度当初予算編成から対応することを予定しているので留意のこと。

①【新規事業等】…全体事業費（4年間の総額）が1千万円以上のソフト事業、および1千万円以上1億円未満のハード事業（修繕は1億円以上可）。施設の新築・増築に伴い発生するランニングコストの増加等を含む。ただし、以下の第6次草津市総合計画第2期基本計画リーディング・プロジェクトのいずれかに該当する事業のみを対象とする。

<リーディング・プロジェクト>

「未来を担う子ども育成プロジェクト」

「地域の支え合い推進プロジェクト」

「にぎわい・再生プロジェクト」

「暮らしの安全・安心向上プロジェクト」

「DX推進プロジェクト」

※「DX推進プロジェクト」に係る事業については、原則、次の②に該当する事業を対象とし、②に該当しない「DX推進プロジェクト」に係る事業については、重点政策マネジメント事業の対象とせず、経営戦略課のDX伴走支援において、事業化に向けた整理を行い、課題整理を終えた事業について当初予算要求できるものとするため、経営戦略課からの通知文（令和8年5月13日付け経発第305号「各所属でのDX推進に向けた取組への伴走支援について（通知）」）を確認の上、適切に対応すること。

②【理事者より政策議論が必要とされた新規事業等】…「令和8年度における各部局の課題整理および組織目標」にかかる理事者ヒアリング等において、理事者より財政運営計画等で政策議論が必要とされた事業のうち、全体事業費（4年間の総額）が1千万円以上の新規事業等。

※健幸都市づくり・地域共生社会、ゼロカーボンシティくさつに係る事業については、金額要件なし

なお、「健幸都市づくり・地域共生社会」については健康福祉政策課、「ゼロカーボンシティくさつ」については温暖化対策室と事前協議を行うこと。

※既存事業（拡大分）の要求については、拡大分の事業費（4年間の総額）が1千万円以上の事業に限る。（健幸都市づくり・地域共生社会、ゼロカーボンシティくさつに係る事業については、金額要件なし）

3. 各種計画等との整合

（1）草津市総合計画

第6次草津市総合計画第2期基本計画の内容を踏まえるとともに、別途、総合政策部において実施される施策評価の内容を反映し、本計画との整合性を十分に図ったものとする。

（2）草津市健幸都市づくり基本方針

個人や地域の健康づくりに加えて、産学公民の連携、健康産業の振興、都市計画や公共インフラ整備の観点からの健康へのアプローチなど、健幸都市の実現を目指した事業展開を図ること。

（3）草津市地球温暖化対策実行計画

令和7年3月に策定した「第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト～草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～」における「目標達成に向けた取組」に基づき、「ゼロカーボンシティくさつ」の実現に向けて計画的に脱炭素施策の展開を図ること。

（4）草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

近い将来訪れる人口減少局面に適切に対処しつつ、デジタル技術の活用により、これからも本市が魅力的で持続可能な基礎自治体として発展し続けていくため、「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の視点を踏まえたものとする。

(5) 草津市公共施設等総合管理計画

当該計画に基づき、公共建築物の新設、更新等にあたっては、PPP/PFI手法の活用やアウトソーシングを含む民間活力の導入等の可能性の検討を行うとともに、既存施設の統廃合等を前提として施設整備等の検討を行うこと。

なお、下記の点に留意すること。

- ・「草津市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に基づき、事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造または改修を含むもの）、または、単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営・維持管理等のみを行うもの）については、PPP/PFI手法の導入を優先して検討することとしているため、経営戦略課と協議を行うこと。
- ・事業の必要性や目的の妥当性、ライフサイクルコスト等について、十分な検証を行うこと。

(6) 業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

徹底した歳出削減や「スクラップ・アンド・ビルド」を行うことにより、主体的に部内予算のマネジメントを行い、部長自らが経営感覚を持って、事業の選別を厳しく行うこと。なお、最適な行政サービスを将来にわたって創出、提供することを目指した「第2期草津市行政経営改革プラン」においても、新たな行政課題に対応するための財源・時間の創出や、最適な経営資源の配分を図るために、「事務事業の整理・合理化」がアクションプランに位置付けられていることに鑑み、本計画および重点政策マネジメント事業の要求にあたり、新規・拡大事業を要求する場合は、必ず様式3（業務見直し工程表（スクラップロードマップ））を提出すること。

・提出様式

提出様式の記載方法は、別添の『各様式記載要領』および「業務見直し工程表（スクラップロードマップ：R9～R11）策定方針」を参照すること。

| | 提出書類 |
|-----------------------|-------|
| 財政運営計画 | 【様式1】 |
| 重点政策マネジメント事業 | 【様式2】 |
| 業務見直し工程表（スクラップロードマップ） | 【様式3】 |

(7) その他計画

今年度において計画を策定し、令和9年度以降に事業展開を予定しているものについては、事業内容が当該計画と整合性のとれたものとなるように十分留意のこと。

4. 予算編成等との関係

(1) 予算要求

本計画および重点政策マネジメント事業(継続事業を除く)に未計上であって、「2. 対象事業」に該当するものについては、原則として予算要求を認めない。

(2) 予算配分枠

枠配分額と本計画、重点政策マネジメント事業および業務見直し工程表(スクラップロードマップ)との関係は、下記のとおり予定しているので留意のこと。

・財政運営計画

本計画に計上した事業費の一般財源は、市としての優先的施策であることから、枠配分外経費として各部への予算枠配分前に優先的に確保する。

・重点政策マネジメント事業

重点政策マネジメント事業において措置された事業費の一般財源は、昨年度と同様に枠配分外経費として取り扱うものの、予算編成時点の財政フレーム上の不足額の状況を勘案した上、重点政策マネジメント事業の査定状況に応じて要求部における予算配分枠から一定程度を直接減額するので留意のこと。また、今回対象外としている継続事業への対応として、令和4年度から令和7年度までの重点政策マネジメント事業等のうち、枠配分外経費と区分する事業については、別途、当初予算編成時に示すので留意のこと。

・業務見直し工程表(スクラップロードマップ)

各部局の財政マネジメントにおける分権型予算制度を推進していることから、各部局のマネジメントにより策定した工程表により削減された経費については、枠配分から減額しないこととする。

(3) その他

- ・本計画等の作成にあたって、指示事項として提示された内容については、予算要求時までには必ず整理しておくこと。
- ・財政運営計画および重点政策マネジメント事業は、予算見積時の上限を定めるものであって、予算措置を担保するものではないので留意すること。

5. 提出において留意すべき事項

(1) 昨年度指示事項への対応

- ・昨年度に本計画に計上されなかった事業については、当時の内示における指示事項の解決を図った上で提出すること。
- ・本計画の継続事業を提出する場合は、令和7年度の決算および令和8年度予算措置等を反映するものとし、予算編成時の課題などがある場合は、必ずその解決を図るとともに解決策を提示すること。
- ・昨年度指示事項および解決策については、様式1、2の「実施に当たっての課題・問題点」の欄に記載すること。

(2) 新たな財源の確保

国庫支出金、県支出金等の財源の動向には細心の注意を払い、情報収集に努めるとともに、新たな補助金等を含め、積極的な財源取り込みにより、市の財政負担の抑制を図ること。

また、依存財源の確保のみならず、可能な限り自主財源を中心とした財政構造を目指すため、柔軟な発想をもって新たな財源の確保を検討すること。なお、本計画および重点政策マネジメント事業に計上された事業のうち、クラウドファンディングの活用が考えられる事業については、次年度の当初予算要求にあたり、別途、総合政策部（経営戦略課）と協議のこと。

(3) その他

- ・財政運営計画事業の要求にあたっては、将来の財政的な影響を把握するため、施設整備費に加えて、施設整備後のランニングコストについても、明示すること。
- ・重点政策マネジメント事業における新規・拡大事業については、既存事業の廃止・見直しによりその財源を捻出すること。

- ・各部局の主体的なマネジメントによる事務事業の点検を引き続き実施し、事務事業の改革・改善を図ること。
- ・事業の検討にあたっては、市民サービスの向上や行政事務の効率化を図るため、BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の手法を活用し、AI・RPA等の先端技術を含むデジタル技術の活用を前提とした業務プロセスを構築すること。
- ・複数の部局に関連する事業にあっては、関係部課相互において十分に協議・調整を図ること。
- ・新規・拡大に関わらず、事業の実施は、各部における現員体制での対応を基本とし、業務量の増加に伴う執行体制への影響については、既存事業の廃止や効率化によって対応すること。ただし、各部局内での検討の結果、事業の実施に伴い、やむを得ず会計年度任用職員の任用等が必要な場合は、事業費の積算に当該職員費を含めて計上することとし、総合政策部（職員課）にも様式・資料等を提出すること。また、事業の実施にあたり要する費用が会計年度任用職員の任用にかかる費用のみであっても、本計画および重点政策マネジメント事業の対象事業である場合は、所定の様式を作成のうえ、総務部（財政課）および総合政策部（職員課）にも様式・資料等を提出すること。なお、本計画および重点政策マネジメント事業の対象事業であって、関連する職員費（会計年度任用職員含む）の計上がない場合は、原則、予算要求を認めないので留意のこと。
- ・提出時の添付資料については、1事業につき5枚までとするので留意のこと。

6. 今後のスケジュール（予定）

| | |
|------------|--------------------|
| 6月19日（金） | 提出期限（厳守） |
| 6月下旬～7月中旬 | ヒアリング・財政フレーム作成資料依頼 |
| 7月下旬～8月上旬 | 部長間調整 |
| 8月中旬～8月下旬 | 理事者協議 |
| 9月中旬 | 計画策定 |
| 10月中旬（調整中） | 議会報告・市民への公表 |